

2025年度謝金規定

別表 3（第11条関係）

種 別		金 額 (上限額、所得税・消費税込)	証 ひ よ う	摘 要
委員会出席謝金	委員長	1 日あたり 20,000 円	委員会関連資料 (開催通知・出欠名簿・議事録)	1. 大学本部主催の委員会については、人件費支給対象者には支払わない。 2. 代理出席者の手当については、本基準を準用する。
	委員	1 日あたり 18,000 円	委員会関連資料 (開催通知・出欠名簿・議事録)、 委員委嘱状、委員就任承諾書	
	委員以外に、委員会の必要に応じて出席する者	1 日あたり 30,000 円	委員会関連資料 (開催通知・出欠名簿・議事録)	
講演会等謝金	講演		1 時間あたり 30,000 円	1. 左記の金額で算出する時間は、本人が講演を行う時間とする。 (パネルディスカッション・司会も同様) 2. 講演等の実施にあたり事前または事後に打ち合わせ等の時間が必要な場合は、当該時間について 1 時間あたり 10,000 円を上限に支出を可能とする。 3. 証ひょうには支払い金額の算出方法を明示すること。
	パネ ル デ ィ ス カ ッ シ ョ ン	座長	1 時間あたり 20,000 円	
		パネラー	1 時間あたり 15,000 円	
	司会		1 時間あたり 10,000 円	
通訳謝金	講演会等		1 時間あたり 15,000 円	1. 本業でないものに対する場合の謝金。 2. 講演会等通訳について左記の金額で算出する時間は、本人が通訳を行う時間とする。 3. 通訳にあたり事前または事後に打ち合わせの時間が必要な場合は、当該時間について 1 時間あたり 10,000 円を上限に支出を可能とする。 4. 証ひょうには支払い金額の算出方法を明示すること。 5. 外国にいる者に対して支出する場合には、当該国における貨幣価値を十分踏まえて、過度の支払いとならないように
	海外出張に伴う調査等		1 日あたり 20,000 円	
被験者謝金		1 時間あたり 2,000 円	実施内容を証するもの	1. 証ひょうには支払い金額の算出方法を明示すること。
アンケート謝金		1 件あたり 1,000 円	アンケートの内容を証するもの	
聞き取り調査等謝金		1 件あたり 10,000 円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、 聞き取り調査等の内容を証するもの	1. ヒアリング、インタビュー等、聞き取り調査を受ける側に対するもの。

2025年度謝金規定

種 別		金 額 (上限額、所得税・消費税込)	証ひょう	摘 要
専門的知識の供与に対する謝金		1 時間あたり 20,000 円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、 専門的知識の供与の結果	1. 専門的知識の供与とは、個別専門的な研究・技術等について提供を受ける場合のことをいう。 2. 原則として、特殊もしくは専門的技術を有すると認められる者、または博士後期課程学生以上、もしくはこれと同等の知識および経験を有すると認められる者を支払いの対象とする。 3. 証ひょうには支払い金額の算出方法を明示すること。
書面審査謝金		1 件あたり 5,000 円	書面審査の内容を証するもの	
原稿料謝金		1 枚あたり 2,500 円 (400 字詰日本語原稿用)	依頼書等（依頼内容を証するもの）、 原稿	1. 研究代表者および研究分担者が、受託事業の「成果報告書」または「調査結果報告書」を執筆した場合は、原稿料支出の対象としない。
		1 枚あたり 7,500 円 (A4・日本語約 1,200 字)		
		1 枚あたり 2,500 円 (A4・外国語約 200 ワード)		
データ入力謝金		1 字あたり 1 円 または 1 ワードあたり 2 円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、 データ入力した成果物	1. 本業でない者に対する場合の謝金。 2. 入力内容に応じて、いずれかの基準を適用する。
		A4・1 枚あたり 1,000 円		
テープ起こし謝金	日本語	録音 1 時間あたり 5,000 円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、	1. 本業でない者に対する場合の謝金。 2. 証ひょうには支払い金額の算出方法を明示すること。
	外国語	録音 1 時間あたり 7,500 円	テープ起こしをした成果物	
翻訳謝金	日本語⇒ 欧米言語・中国語・韓国語・ その他外国語	400 字あたり 5,000 円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、 原本、翻訳されたもの	1. 本業でない者に対する場合の謝金。
	中国語・韓国語⇒ 日本語、その他外国語	400 字あたり 5,000 円		
	欧米言語・その他外国語⇒ 日本語・その他の外国語	200 ワードあたり 5,000 円		
校閲謝金	日本語・中国語・韓国語	600 字あたり 3,000 円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、 原本、訳されたもの	1. 本業でない者に対する場合の謝金。
	欧米言語・その他外国語	300 ワードあたり 3,000 円		

2025年度謝金規定

種 別	金 額 (上限額、所得税・消費税込)	証 ひ よ う	摘 要
WEB 作成謝金	1 時間あたり 2,000 円	依頼書等(依頼内容を証するもの)、 Web 画面コピー	1. 本業でない者に対する場合の謝金。
イラスト・デザイン作成謝金	1 枚 (1 デザイン) あたり 3,000 円	依頼書等(依頼内容を証するもの)、 作成物コピー	1. 本業でない者に対する場合の謝金。
モデル・舞踏・演劇・演奏等に対する謝金	1 時間あたり 3,000 円	依頼書等(依頼内容を証するもの)、 成果物がある場合は提出	1. 本業でない者に対する場合の謝金。

備 考

1. 別表 3 の基準を準用する場合、研究費によっては支出できない種別があるので、研究費ごとの支出基準を参照のこと。
2. 別表 3 の基準を超えて謝金額を支払わざるを得ない場合、および上記以外の内容について謝金を支払う必要がある場合には、事前に研究推進部の承認を得ること。
3. 別表 3 の基準は単価上限額を示したものであり、適用にあたっては個別の依頼内容を考慮し、単価を設定すること。
4. 金額欄の金額は、所得税がかかる場合にあっては所得税を源泉徴収する前の金額とし、消費税がかかる場合にあっては消費税の額を含むものとする。
5. 銀行口座に振り込む場合は、領収書は不要とする。現金で支払った場合は、領収書を必要とする。
6. 1 時間に満たない場合については、分単位で計算し支給することができる。
7. 研究代表者(あるいは研究分担者)の監督下で、研究室等での研究補助業務を依頼する場合は、別表 3 に拠らず研究補助者またはリサーチ・アシスタントとして雇用の上、業務を依頼すること。